

陳情書

2016年2月12日

案件：行政財産である西河原公民館屋上階に設置されているドコモ基地局の2016年の存続許可に際し、事業者に対して市が情報公開の条件を提示することを求める陳情

陳情内容：下記の情報を、狛江市は事業者・株式会社ドコモに対し、狛江市民に開示することを設置許可時の条件としてください。情報開示の場として説明会を開催することとし、説明会の告知は、設置場所が公民館という公共施設であることから、広報への掲載など市内全域に行ってください。

- ① 当該基地局から発する電磁波の種類（電波通信方式）の明確化
- ② 運用されている出力数の範囲（最低～最大出力）
- ③ 基地局設置の目的と、周辺住民（基地局の建設高さ規定内に限らない）へのリスクならびにその対策
- ④ 基地局の運用条件が変更される際の届け出義務の明文化

理由：

携帯基地局をめぐる健康被害の訴えは現在全国で多数報告されており、近隣住民としては基地局の電磁波による健康被害が大変心配です。新しい公害とも言われ、訴訟にまで至っている事例もあります。業者は基地局から出る電磁波は国やWHOの基準内であり法律に従っていると言うが、実際のところ、世界との予防数値を比べると日本の基準は甚だ緩い基準となっており、不安を抱かざるを得ません。

西河原公民館は行政財産です。基地局設置という目的外使用の際に、設置物の性質上、情報開示、その説明会の開催を特有の条件とすることは市民への義務でありましょう。周辺には、小学校・幼稚園や公園、地区センターのほか、あいとぴあという福祉会館もあり、「安心して暮らせる住環境を維持し創造するため、土地利用や建築に関する手続きを定め」ている狛江市が、基地局設置における上記の条件を業者に求めることは市民への責務であると考えられます。